

講義名	経済法 A		
科目区分	学部専門科目		
担当教員	小畑 徳彦		
開講期・曜日・時限	前期 水曜日 1時限		
	2014年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科 / 2014年度 サービス産業学部 観光学科 / 2014年度 総合政策学部 総合政策学科 / 2014年度 商学部 商学科 / 2013年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科 / 2013年度 サービス産業学部 観光学科 / 2013年度 総合政策学部 総合政策学科 / 2013年度 商学部 商学科 / 2012年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科		
履修開始年次	3年生	単位数	2
		講義コード	31060

主題と概要

この講義では、最近の独占禁止法違反事例を紹介しながら、企業が事業活動を行う際の基本ルールを定めている独占禁止法について学びます。独占禁止法は、事業者間の自由で公正な活動を維持・促進するための法律です。なぜ事業者間の競争を維持・促進することが必要なのでしょうか。どのような行為が独占禁止法違反となり、違反したらどうなるのでしょうか。この講義によって、社会に出て経済活動に携わっていくために必要不可欠ともいえる経済法の考え方や知識を身につけてください。

到達目標

独占禁止法のうち私的独占、不当な取引制限及び企業結合規制について、どのような行為がなぜ禁止されているのか、違反した場合にどのような行為がとられるのかを理解し、具体的な事例に当てはめて、違反となるかどうか、どの条項に該当するかを判断し、それを説明できるようになる。

提出課題

授業の理解度を確認するため、毎回確認テスト（論述式）を行い答案を提出してもらう。そのほか、3回程度小テスト（論述式、持ち帰って解答を書いて提出）を行う。

評価の基準

小テスト30%、定期試験（論述式、すべて持ち込み可）70%

履修にあたっての注意・助言他

勉強して内容を理解し、事例に当てはめることができるようになれば単位はとれません。しっかりと授業を受けて確認テストの問題を解き、復習して次回の解説を聞いて自分の理解が正しいかどうか確認し、さらに復習するといった地道な学習を続けることが大切です。分からないことがあれば、参考文献を読んだりオフィスアワーに質問に来るなどして、確実に理解するようにしてください。この科目の履修の前に法学入門を履修するなどして法律の基礎知識を学んでおくと、理解しやすいでしょう。

教科書

.使用しない。

プリント資料及び参考文献

毎回レジュメを配布する。その他、適宜資料を配布する。配布したレジュメ・資料と授業で使用したスライドは、RYUKA PORTALに掲載する。
<参考文献>
菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法』商事法務 2400円
鈴木加人、小畑徳彦他『TXT経済法』法律文化社 2700円
川濱昇ほか『ベーシック経済法（第4版）』有斐閣アルマ 2000円

授業計画

1. 経済法とは何か
2. 不当な取引制限（1）カルテル
3. 不当な取引制限（2）入札談合、受注調整
4. 不当な取引制限（3）競争制限目的ではない共同行為
5. 私的独占（1）支配型私的独占
6. 私的独占（2）排除型私的独占
7. 事業者団体の活動と独占禁止法
8. 違反行為に対する措置（1）排除措置命令、課徴金納付命令
9. 違反行為に対する措置（2）刑事罰、損害賠償請求
10. 企業結合（1）企業結合とは何か、企業結合の届出
11. 企業結合（2）企業結合の審査と措置
12. 国際的競争制限行為と独占禁止法
13. 米国反トラスト法の概要と運用
14. EU競争法の概要と運用
15. 経済法Aのまとめ

予習・復習

シラバスを見て次回の授業について参考書等で予習する。（各回1時間）
授業を受けた後、配布したレジュメや資料、スライド（RYUKA PORTALに掲載）を利用して授業の内容を復習する。そして、授業の最後に出された問題をもう一度解いてみて、次回の授業の際の問題解説で確認し再度復習する。（各回3時間）
小テストは成績の30%を占めるので、レジュメや資料、参考書を利用して十分に調べた上で答案を作成し、必ず提出する。

備考

毎回の確認テストや小テストは提出しただけでは点数になりません。しっかりと授業を聴き、復習し、問題の解説を聴いて、合格点がとれるよう努力してください。毎回の確認テストや3回程度行う小テストを解き、解説を聴いて復習し理解することが定期試験対策にもなります。